

「請負・委任」完全攻略まとめ

人に仕事を頼む契約には、大きく分けて「請負」と「委任」の2種類があります。本試験では、両者のルールの違い(特に報酬や解除のルール)を入れ替えた引っ掛け問題が頻出します。

1. 「請負」と「委任」の決定的な違い

- 請負(結果重視): 「仕事の完成」を約束する契約です。(例: 家を建てる、スーツを仕立てる等)。結果を出さなければ報酬はもらえません。
- 委任(プロセス重視): 「事務の処理」を任せる契約です。(例: 弁護士に裁判を頼む等)。結果(勝訴)が出なくても、適切に業務を行えば責任は果たしたことになります。

2. 「請負」の絶対暗記ポイント

- 報酬の支払い時期: 原則として「仕事の完成(引渡しが必要な場合は引渡し)」と同時です。
- 割合的報酬(民法改正ポイント): 途中で契約が終了した場合でも、すでに完成した部分から注文者が利益を得られる状態であれば、請負人はその割合に応じた報酬を請求できるようになりました。
- 注文者からの解除: 仕事が完成する「前」であれば、注文者は**「いつでも」「損害を賠償して」**契約を解除できます。(完成後は解除できません)。
- 契約不適合責任: 売買契約と同じルールです。不適合を「知った時から1年以内」に通知する必要があります。

3. 「委任」の絶対暗記ポイント

委任契約は、当事者間の「強い信頼関係」をベースにしているため、請負とはルールが大きく異なります。

- 報酬と注意義務(超頻出!): 委任は原則として**「無償(タダ)」**です(報酬をもらうには特約が必要)。しかし、たとえ無償であっても、受任者(頼まれた側)は常に「善良な管理者の注意義務(善管注意義務=プロとしての重い注意義務)」**を負います。「タダだから適当でいい」は通用しません。
- いつでも解除できる: お互いの信頼関係が崩れたら契約を続ける意味がないため、請負とは異なり、**「当事者のどちらからでも」「いつでも」**自由に解除できます。(ただし、相手に不利な時期に解除した場合は損害賠償が必要です)。
- 委任の終了事由: どちらかの「死亡」や「破産」で契約は終了します。また、「受任者(頼まれた側)」が後見開始の審判を受けた場合も終了しますが、委任者(頼んだ側)が受けた場合は終了しない点に注意してください。